



平成 28 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 三井住友建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新井 英雄  
(コード番号 1821 東証第一部)  
問合せ先 広報室長 平田 豊彦  
(TEL 03-4582-3015)

## 国土交通省からの指示処分等について

弊社は、本日、国土交通省関東地方整備局から建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 1 項に基づき、指示処分を受けました。

弊社施工の横浜市所在マンションにおける基礎杭工事に関して、今般の処分を受けるに至ったことにつきまして、元請施工会社としての責任を重く受け止め、所有者様、居住者様ならびにご関係の皆様方に多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 処分内容

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - ① 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
  - ③ 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
- (2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

### 2. 処分理由

弊社は、発注者から直接請け負った横浜市都筑区で施工したマンション建築のくい施工工事において、1次下請業者である(株)日立ハイテクノロジーズ及び2次下請業者である旭化成建材(株)がいずれも工事現場に専任の主任技術者を設置せず、また、(株)日立ハイテクノロジーズが弊社から請け負ったくい施工工事を旭化成建材(株)に一括して請け負わせていたことを認識しながら、建設業法の規定に違反しないよう当該下請負人らの指導に努めることをせず、当該下請負人らに対し是正を求めるよう努めることをせず、また、許可行政庁等への通報も行っていなかった。

このことは、建設業法第 24 条の 6 に違反し、同法第 28 条第 1 項本文に該当すると認められる。

弊社は、平成 18 年 5 月の会社法および会社法施行規則の施行に伴い、内部統制システムの構築の一環として、コンプライアンス教育・研修の充実、法令遵守の徹底を図ってまいりましたが、今回の処分を元請施工会社として真摯に受け止め、改めて建設業法を始め関係法令の教育・研修の在り方を見直し、役職員の遵法精神を更に高めると共に再発防止に向けた管理体制の改善に全力を尽くして努める所存でございます。

また、既製コンクリート杭工事の施工管理の在り方につきましても、弊社としては既に全数立ち会いを実施していますが、更に、施工管理に万全を期すとの観点から見直しを行い、日本建設業連合会が策定した「既製コンクリート杭施工管理指針（案）」も踏まえながら、弊社の新たな施工管理基準を策定すべく作業を進めております。

さらに弊社施工の横浜市所在マンションにつきましては、弊社は引き続き、居住者様の安全確保を最優先に、管理組合様、売主様と対応策等につき協議を進め、当局のご指導もいただき、必要な対策工事も含め、真摯・誠実に対応して参る所存でございます。

また、弊社は、本日、国土交通省関東地方整備局より1箇月間(平成28年1月13日から平成28年2月12日まで)の指名停止措置を併せて受けました。

今後、本件指示処分ならびに指名停止措置による業績への影響があると判断した場合は、速やかに修正開示いたします。

以 上